

令和8年度

西条第二地区地区計画整備事業・街路整備事業

地区計画道路23号線ほか補償調査業務

仕様書

施 工 場 所 東広島市西条町寺家

位置図



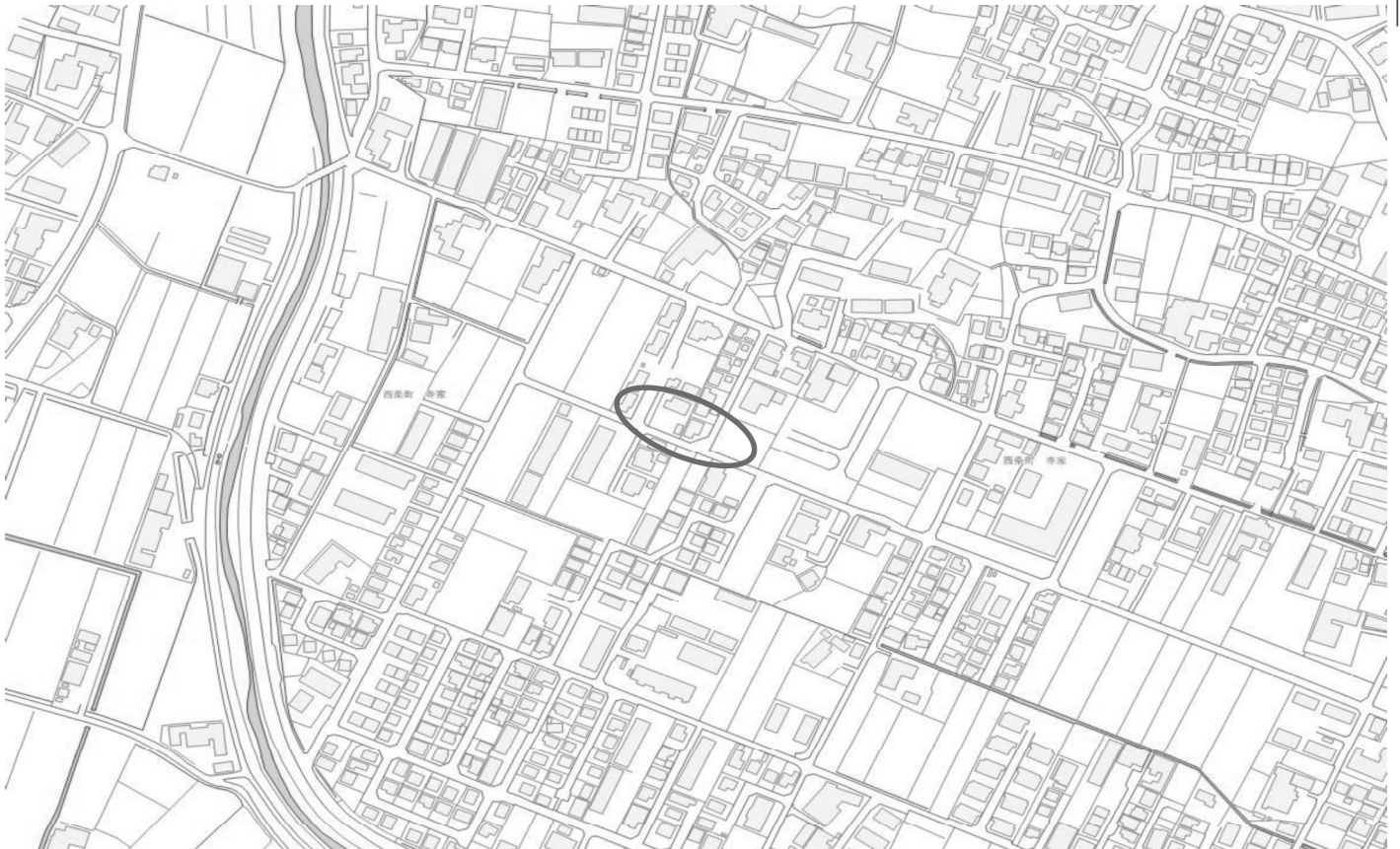
23号線位置図(詳細図)



5号線位置図(詳細図)



寺家中央線(2工区)位置図(詳細図)



(別記様式1)

特記事項 (管理技術者及び照査技術者の選任)

この業務については、次のとおり管理技術者及び照査技術者を定めることが必要である。

業務名	令和8年度 西条第二地区地区計画整備事業・街路整備事業 地区計画道路23号線ほか補償調査業務	
委託業務場所	東広島市西条町寺家	
<p>○印がある部分の技術者が必要である。</p> <p>なお当該技術者は、別に定めのない限り、配置時点で直接的かつ恒常的な雇用関係（所属する会社との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前（随意契約にあつては見積書提出日前）までに連続して3か月以上存在すること）にある者とする。</p>		
業務の種類	管理技術者	照査技術者
設計業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
	() (資格は問わない)	() (資格は問わない)
測量業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
地質及び土質調査業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
用地調査等業務	(○) (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
建築設計等業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
<p>管理（照査）技術者の履行期間途中での交代は、管理（照査）技術者の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合を除き原則認めない。その場合であっても、交代前後における管理（照査）技術者の技術力が同等以上に確保されなければならない。</p>		

(注) 必要とする技術者の欄に、○を付して使用のこと。

(別表)

委託業務	管理技術者及び照査技術者の資格要件			
設計業務	(1) 技術士又はシビルコンサルタントマネージャー(RCCM)の資格保有者			
	設計業務の種類	技 術 士	R C C M	添付書類
	河川・砂防	技術士法（昭和58年法律第25号）第4条に定める技術部門のうち「建設部門」に該当する資格	左記「設計業務の種類」ごとのRCCMの資格	技術士登録等証明書又はRCCMの資格証の写し
	及び海岸・海洋			
	港湾及び空港			
	電力土木			
	道 路			
	鉄 道			
	造 園			
	都市計画及び			
	地方計画			
	土質及び基礎			
	鋼構造及び			
	コンクリート			
	トンネル			
	施工計画・施工			
	設備及び積算			
	建設環境			
上水道及び	上記法に定める技術部門			
工業用水道	「上下水道部門」に該当する資格			
下 水 道				
農業土木	上記法に定める技術部門			
	「農業部門」に該当する資格			
森林土木	上記法に定める技術部門			
	「森林部門」に該当する資格			
水産土木	上記法に定める技術部門			
	「水産部門」に該当する資格			
廃棄物	上記法に定める技術部門			
	「衛生工学部門」に該当する資格			
地質	上記法に定める技術部門			
	「応用理学部門」に該当する資格			

	機械	上記法に定める技術部門「機械部門」に該当する資格		
	電気電子	上記法に定める技術部門「電気電子部門」に該当する資格		
	<p>(2) (1) と同等の能力と経験を有する技術者 (同上。この場合は、業務の種類を問わず以下の要件を満たせばよい。)</p> <p>【添付書類】 実務経歴書</p> <p>① 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) による大学 (旧大学令による大学を含む。) 又は高等専門学校 (旧専門学校令による専門学校を含む。) の土木工学又は同等の工学に関する科目 (橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画及び地方計画、その他農業土木、森林土木に関する学科を含む。以下同じ。) を習得し、建設コンサルタント等業務 (建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理することをいう。以下同じ。) に 20 年以上の実務経験を有する者</p> <p>② 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し、建設コンサルタント等業務に 22 年以上の実務経験を有する者</p> <p>③ その他の者にあつては、建設コンサルタント等業務に 25 年以上の実務経験を有する者</p>			
測量業務	<p>『測量業務共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」又は「土地家屋調査士」であり、高度な技術と十分な実務経験を有する者</p> <p>【添付書類】 資格証の写し又は土地家屋調査士登録証明書の写し</p>			
地質及び土質調査業務	<p>『地質・土質調査業務共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」とし、業務の履行にあたり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する者。</p>			
用地調査等業務	<p>『用地調査等共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」(資格要件は次のいずれかに該当する者)</p> <p>(1) 主たる補償業務 (補償コンサルタント登録規程第 2 条に規定する登録部門、(土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償) のいずれかに係る補償業務。以下同じ。) に関し 7 年以上の実務経験を有する者</p> <p>【添付書類】 実務経歴書</p> <p>(2) 主たる補償業務に関する補償業務管理士 (一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第 14 条の規定による補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。)</p>			

	<p>【添付書類】登録証の写し</p> <p>(3) 補償コンサルタント登録規程第3条第1号に規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務管理者）</p> <p>【添付書類】登録に当たり交付される補償コンサルタント登録済みを証する書面の写し（登録部門に係る補償業務管理者の氏名が記載されたもの）</p> <p>(4) 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者</p> <p>【添付書類】実務経歴書</p>
<p>建築設計 等業務</p>	<p>『公共建築設計業務委託共通仕様書（一般社団法人公共建築協会）』に規定する「管理技術者」とし、管理技術者の資格要件は、特記事項に定める。</p> <p>【添付書類】資格証の写し</p>

特 記 仕 様 書

本業務の実施に当たっては、広島県制定「用地調査等業務共通仕様書（令和 8 年 2 月）」に基づいて実施しなければならない。

この場合においては、次のとおりとする。

1. 「広島県」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。
2. 「広島県契約規則第 2 条第 1 項」とあるのは「東広島市契約規則第 2 条第 1 項」と読み替えるものとする。
3. 「契約約款第 1 条」とあるのは「東広島市業務委託契約約款（以下「市契約約款」という。）第 1 条」、「契約約款第 7 条」とあるのは「市契約約款第 6 条」、「契約約款第 9 条」とあるのは「市契約約款第 8 条」、「契約約款第 10 条」とあるのは「市契約約款第 9 条」、「契約約款第 11 条」とあるのは「市契約約款第 10 条」、「契約約款第 12 条」とあるのは「市契約約款第 11 条」、「契約約款第 15 条」とあるのは「市契約約款第 14 条」、「契約約款第 18 条」とあるのは「市契約約款第 17 条」、「契約約款第 19 条」とあるのは「市契約約款第 18 条」、「契約約款第 20 条」とあるのは「市契約約款第 19 条」、「契約約款第 21 条」とあるのは「市契約約款第 20 条」、「契約約款第 22 条」とあるのは「市契約約款第 21 条」、「契約約款第 23 条」とあるのは「市契約約款第 22 条」、「契約約款第 27 条」とあるのは「市契約約款第 26 条」、「契約約款第 28 条」とあるのは「市契約約款第 27 条」、「契約約款第 29 条」とあるのは「市契約約款第 28 条」、「契約約款第 30 条」とあるのは「市契約約款第 29 条」、「契約約款第 31 条」とあるのは「市契約約款第 30 条」、「契約約款第 33 条」とあるのは「市契約約款第 32 条」、「契約約款 40 条」とあるのは「市契約約款第 39 条」と読み替えるものとする。

4. その他

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
—	—	—	—	前払金		契約金額が 50 万円以上の委託業務の場合は前払金を請求することができる。 前払金は契約金額の 30%以内とする。 その他、前金払の適用は、次の要領による。 業務委託代金前金払実施要領
用地調査等業務共通仕様書						
—	1	—	1	趣旨等	1	「広島県土木建築局の所掌する事業（営繕課の所掌に属するものを除く。）」とあるのは「東広島市の事業」と読み替えるものとする。
—	1	—	2	用語の定義	1	10 「土木設計業務等委託契約書」とあるのは「業務委託契約書」と読み替えるものとする。 11 「土木設計業務等委託契約約款」とあるのは「市契約約款」と読み替えるものとする。
—	1	—	3	基本的処理方針	2	「広島県土木建築局」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。
—	2	1	13	打合せ等	2	打合せは業務着手時に 1 回、成果品納入時に 1 回行うものとする。
—	2	1	24	成果物	3	成果物は正副 1 部ずつ及び電子データ（調査職員と協議を行い決定したものを）を提出するものとする。
—	—	—	—	業務成績評定	—	別記 2 第 15 「土木事業に伴う調査設計測量委託業務等成績評定要領」とあるのは「東広島市建設コンサルタント等業務成績評定要領」と読み替えるものとする。

用地調査業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
用地調査業務費					XD000
共通	1	式			Y2E01 レベル1
共通	1	式			Y2E0101 レベル2
共通	1	式			Y2E010101 レベル3
打合せ協議	1	業務			Y2E01010101 レベル4
打合せ協議	1	業務			SF000177 00
作業計画の策定	1	業務			Y2E01010102 レベル4
作業計画書の作成	1	業務			SF040200010 00
建物等の調査	1	式			Y2E03 レベル1

用地調査業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
建物等の調査	1	式			Y2E0301 レベル2
建物等の調査	1	式			Y2E030101 レベル3
現地踏査	1	業務			Y2E03010101 レベル4
現地踏査（建物等の調査）	1	業務			SF000005 00
建物の調査	1	式			Y2E03010102 レベル4
建物の見積	1	棟			SF060400040 00
工作物の調査	1	式			Y2E03010104 レベル4
機械設備見積 類似機械設備が複数存在する	2	箇所			SF000037 00
附帯工作物の調査及び算定 住宅敷地A -	1	戸			SF000187 00

用地調査業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
独立工作物の見積					SF060603020 00
	3	箇所			
消費税等調査					Y2E11 レベル1
	1	式			
消費税等調査					Y2E1101 レベル2
	1	式			
消費税等調査					Y2E110101 レベル3
	1	式			
消費税等調査					Y2E11010101 レベル4
	1	事業者			
消費税等調査 営業調査等を伴わない事業者					SF530 00
	1	事業者			
直接人件費					
直接経費					Z0001
材料費等					YZZ0101 レベル2
	1	式			

用地調査業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
材料費等					YZZ010101 レベル3
	1	式			
材料費等					YZZ01010101 レベル4
	1	式			
材料費(用地)					SZZ0101XD 00
	1	式			
旅費交通費等					YZZ0102 レベル2
	1	式			
旅費交通費等					YZZ010201 レベル3
	1	式			
旅費交通費等					YZZ01020101 レベル4
	1	式			
旅費交通費(用地)					SZZ0102XD 00
	1	式			
直接原価					
その他原価					
計算情報……					
対象額……					
率……					

用地調査業務費 内訳表

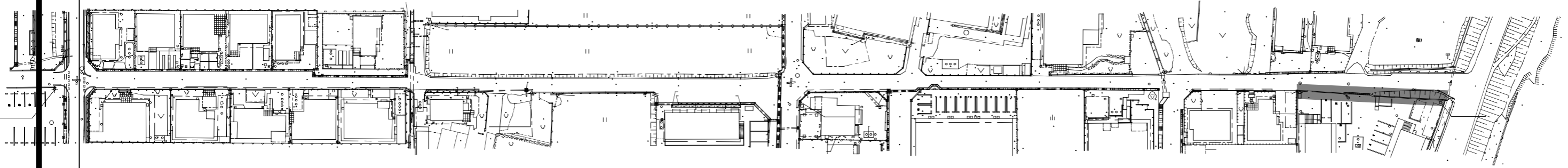
費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
間接原価 -----					
業務原価 -----					
一般管理費等 計算情報…… 対象額…… 率……					
業務価格計 -----					
消費税相当額計 計算情報…… 対象額…… 率……					
業務費計 -----					

地区計画道路23号線

S=1/1000

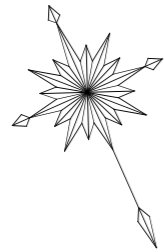


調査対象範囲

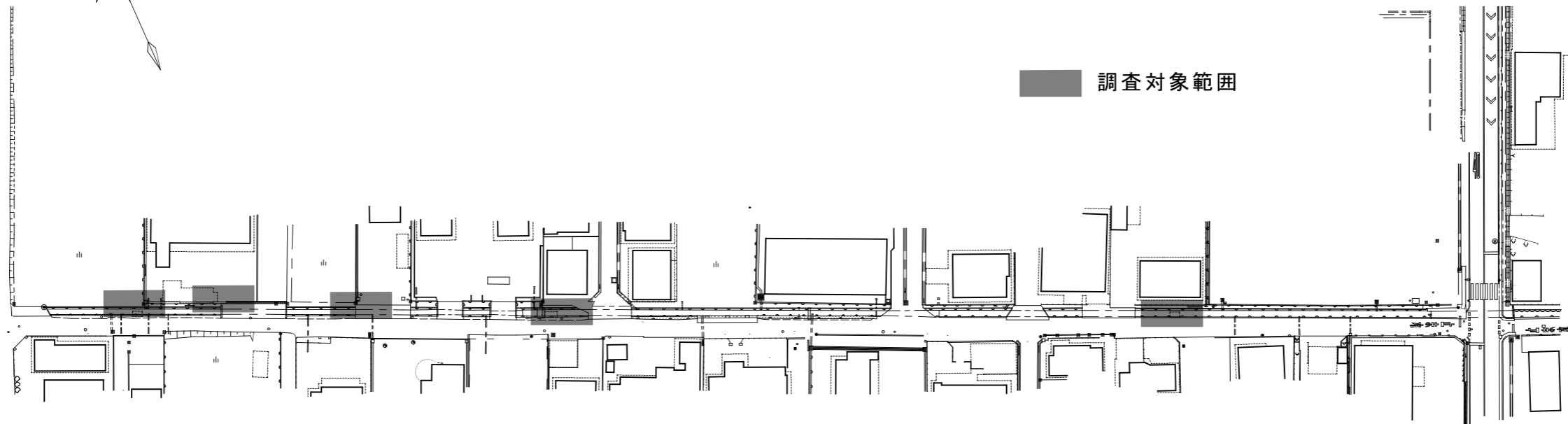


地区計画道路5号線

S=1/1000



調査対象範囲



参 考 図 書

業務名称 : 令和8年度 西条第二地区地区計画整備事業・街路整備事業
地区計画道路23号線ほか補償調査業務

<注意事項>

- 1 本業務の積算情報を参考指標として示すものです。
内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。
- 2 この業務の積算にあたっては、広島県制定の用地調査等業務費積算基準（令和7年8月最終改正）を適用しています。

総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 44 東広島市 00-08.06.01(0)	凡例 Co … コンクリート As … アスファルト DT … ダンプトラック BH … バックホウ CC … クローラクレーン TC … トラッククレーン RTC… ラフテレーンクレーン
諸経費体系	2 委託	
発注区分	当世代 41 建設コンサル	前世代
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。		

用地調査業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
用地調査業務費					XD000
共通					Y2E01 レベル1
	1	式			
共通					Y2E0101 レベル2
	1	式			
共通					Y2E010101 レベル3
	1	式			
打合せ協議					Y2E01010101 レベル4
	1	業務			
打合せ協議					SF000177 00
	1	業務			単第0 -0001 表
作業計画の策定					Y2E01010102 レベル4
	1	業務			
作業計画書の作成					SF040200010 00
	1	業務			単第0 -0002 表
建物等の調査					Y2E03 レベル1
	1	式			

用地調査業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
建物等の調査	1	式			Y2E0301 レベル2
建物等の調査	1	式			Y2E030101 レベル3
現地踏査	1	業務			Y2E03010101 レベル4
現地踏査 (建物等の調査)	1	業務			SF000005 00 単第0 -0003 表
建物の調査	1	式			Y2E03010102 レベル4
建物の見積	1	棟			SF060400040 00 単第0 -0004 表
工作物の調査	1	式			Y2E03010104 レベル4
機械設備見積 類似機械設備が複数存在する	2	箇所			SF000037 00 単第0 -0006 表
附帯工作物の調査及び算定 住宅敷地A -	1	戸			SF000187 00 単第0 -0010 表

用地調査業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
独立工作物の見積					SF060603020 00
	3	箇所			単第0 -0014 表
消費税等調査					Y2E11 レベル1
	1	式			
消費税等調査					Y2E1101 レベル2
	1	式			
消費税等調査					Y2E110101 レベル3
	1	式			
消費税等調査					Y2E11010101 レベル4
	1	事業者			
消費税等調査 営業調査等を伴わない事業者					SF530 00
	1	事業者			単第0 -0016 表
* * 直接人件費 * *					
直接経費					Z0001
材料費等					YZZ0101 レベル2
	1	式			

用地調査業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
材料費等	1	式			YZZ010101 レベル3
材料費等	1	式			YZZ01010101 レベル4
材料費(用地)	1	式			S2Z0101XD 00 単第0 -0019 表
旅費交通費等	1	式			YZZ0102 レベル2
旅費交通費等	1	式			YZZ010201 レベル3
旅費交通費等	1	式			YZZ01020101 レベル4
旅費交通費(用地)	1	式			S2Z0102XD 00 単第0 -0020 表
** 直接原価 **					
その他原価 計算情報..... 対象額..... 率.....					

用地調査業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
** 間接原価 **					
** 業務原価 **					
一般管理費等 計算情報..... 対象額..... 率.....					
業務価格計					
消費税相当額計 計算情報..... 対象額..... 率.....					
業務費計					

